

○財務省告示第百十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年三月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年四月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第三百三十
一回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条第一項及び
第六十二条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

平成二十九年九月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う（以

下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ。°

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年三月二十日及び九月二十日

を支払う。°

を、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十四年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年三月二十一日